

令和 2 年度

中山間地域等直接支払交付金制度の実施状況について

福知山市

I 事業概要

1. 事業背景・見込まれる効果

福知山市は、由良川の上流域に位置し、傾斜地が多いなどの立地特性から、農業生産活動等を通じ国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している。しかしながら、担い手の高齢化、減少等で荒廃農地が増加することにより国土の保全、水源かん養等の多面的機能の低下が特に懸念されている。

このため、福知山市では、荒廃農地の発生を防止し、多面的機能の確保を図る観点から、農業生産条件の不利を補正する中山間地域等直接支払交付金（以下、「交付金」という。）を令和2年度から第5期対策として実施している。

当該交付金により、適正な農業生産活動等が維持され洪水や土砂崩壊の防止、定住条件の向上等を通じ交付金の対象地域の経済活動や生活環境等が改善されるとともに、当該地域以外の地域の住民に対しても、水源のかん養、保健休養等の多面的機能が及ぶものと期待される。

2. 対象地域及び対象農用地

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 ha 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 ha 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

(ア) 特定農山村法・山村振興法・過疎地域自立促進特別措置法の指定地域

雲原、金山、三岳、金谷、上川口、下川口、上六人部地域の旧7ヶ村
旧三和町全域
旧夜久野町全域
旧大江町全域

(イ) 京都府知事が地域の実態に応じて指定する地域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地

(エ) 市長の判断によるもの

ア 緩傾斜農用地

アの(ア)に示す指定地域のうち、市長の判断によるもの

緩傾斜農用地(田:1/100~1/20 未満、畑、草地、採草放牧地:8~15 度未満)

(オ) アの(イ)に示す指定地域のうち、福知山市の農振農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 5 8 号）第 8 条第 2 項第 1 号に定める農用地区域をいう。）の 5 % を上限とする次の要件を全て満たす農用地であること。

ア 集落営農組織の設立が見込まれる地域

イ 急傾斜農用地（田 1/20 以上、畑 15 度以上）で構成される団地で、その面積が 1 h a 以上であること。ただし、集落協定等の認定時において、1 h a 以上であった団地の面積が 1 h a 未満となった場合においても、引き続き令和 6 年度まで交付の対象とすることができる。

3. 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5 年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

(1) 耕作、農用地管理等を行う者（農業生産法人、生産組織、第 3 セクター等を含む。）を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等にあつては当事者間の話し合いによりいずれかを対象者とする。農業委員会等は、協定が円滑に締結されるよう、必要であれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。

(2) 農業従事者一人当たりの所得が各都道府県の都市部の勤労者の一人当たりの平均所得を上回る農業者については、集落協定による直接支払いの対象としない（一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農用地も集落協定に含めることができるが、直接支払いの対象とはしない。）が、個別協定の対象とはする。ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であつて、当該者の農用地に対して交付される額を集落の共同取組活動に充てる場合は、直接支払いの対象とする。

(3) 認定農業者に準ずる者とは、福知山市農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想に定められた者など地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。

4. 交付金の使用方法

福知山市の交付金の使用方法については、次のとおり本市のガイドラインを定めることとしたので、各集落において、これを参考にして使用方法を定めることとする。

(1) 集落協定の場合

ア 市は、直接支払いの額を集落の代表者に対し交付する。

集落の代表者は、次のイ及びウに対して支出する。

イ 集落の共同取組の実施に次のとおり支出する。

集落協定による共同取組活動を通じて耕作放棄を防止するとの観点から、自律的かつ継続的な農業生産活動の体制整備に向けた活動に資することが望ましい。

(ア) 集落協定の管理体制における担当者の活動に対する経費

(イ) 耕作放棄地の復旧等その他集落の農地の維持管理における共同の取組としての活動に要する経費

(ロ) 水路・農道等（ため池含む）の維持管理費（として、地区管理者に支払う額）

(ハ) 多面的機能を増進する活動に要する経費

(ニ) 将来に向けて農業生産活動等を継続するための体制整備として取り組むべき活動に要する経費

(ホ) 加算措置（棚田地域振興活動、超急傾斜農地保全管理、集落機能強化、生産性向上）適用の為に取り組むべき活動に要する経費

(ヘ) 既耕作放棄地の復旧又は林地化、限界的農用地の林地化を行うために要する経費

(コ) 交付金の積立・繰越

(ケ) その他

ウ 筆毎の耕作者に耕作面積の割合等に応じて支払う。

（注）農作業受委託が行われている場合には、全作業受委託の場合は一括して作業受託者に、一部作業のみの場合は農用地所有者と作業受託者が話し合いにより、いずれかに交付した後、両者が話し合って按分する。

交付単価（10aあたり）

地目	区分	基礎単価	体制整備単価
田	急傾斜(傾斜度1／20以上)	16,800 円	21,000 円
	緩傾斜(傾斜度1／100以上)	6,400 円	8,000 円
畑	急傾斜(傾斜度15度以上)	9,200 円	11,500 円
	緩傾斜(傾斜度8度以上)	2,800 円	3,500 円

II 実施状況の概要

1. 協定数

6 4 協定（基礎単価：3 6 協定、体制整備単価：2 8 協定）

参加者総計：2, 2 8 2

（農業生産法人、農作業受委託組織を含む）

2. 対象農用地面積

（単位：㎡）

	田		畑		計
	急傾斜農用地	緩傾斜農用地	急傾斜農用地	緩傾斜農用地	
対象面積	4,316,410	4,269,484	2,096	34,893	8,622,883
計	8,585,894		36,989		

※基礎単価：「農業生産活動等を継続するための活動」のみの場合で、交付単価の 8 割を交付。

※体制整備単価：「集落戦略の作成」を行う場合で、交付単価の 10 割を交付。

2. 活動内容

（基礎単価）

- ・適正な耕作放棄の防止等の活動（農作業の委託・農地法面の管理等）
： 6 4 協定
- ・適正な道・水路の管理活動
： 6 4 協定
- ・適正な多面的機能の維持・増進活動（景観作物の作付け等）
： 6 4 協定

（体制整備単価）

- ・集落戦略の作成
2 8 協定

3. 交付金総額 118,906,072 円 （令和 3 年 3 月に交付）

4. 協定別交付対象面積および交付金総額

No.	集落・個別協定名	交付対象面積 (㎡)	交付金総額 (円)
1	雲原	174,388	2,000,736
2	天座一区	101,962	1,853,694
3	天座二区	229,369	1,557,132
4	坂浦	28,302	594,342
5	下野条	52,904	868,565
6	上野条	179,361	5,394,926
7	行積	64,097	761,444
8	長尾	100,944	1,486,399
9	三岳	554,321	6,982,006
10	大見長祖	59,499	801,138
11	猪野々	87,067	997,789
12	野花	81,739	1,716,519
13	野笹	97,232	1,097,575
14	上下大内	69,124	887,454
15	十三丘	45,002	489,020
16	大呂	128,747	1219,016
17	三俣	101,569	1,515,930
18	上野	61,877	678,729
19	生野	21,285	357,584
20	萩原	44,653	357,224
21	下豊富	428,472	8,997,912
22	上豊富	324,549	6,815,529
23	佐賀	232,676	4,886,196
24	菟原下一	94,269	851,600
25	菟原下二	133,321	2,241,503
26	菟原中	179,055	1,383,367
27	友渚	92,564	707,902
28	大身	128,286	1,689,353
29	西松	67,174	888,665
30	田ノ谷	23,256	148,828
31	中出	101,072	1,522,874
32	辻	160,388	1,441,442

No.	集落・個別協定名	交付対象面積 (㎡)	交付金総額 (円)
33	千束	138,420	885,842
34	草山	115,185	1,241,149
35	芦渚	174,070	2,923,713
36	梅原	138,263	1,233,279
37	川合地域農場づくり協議会	408,107	5,838,200
38	下川合	78,026	1,040,336
39	畑	285,769	3,488,681
40	今西中	160,087	2,817,597
41	むつわ	91,671	752,837
42	千原	216,739	1,899,636
43	日置	98,878	632,791
44	末	131,629	1,330,341
45	高内	105,695	761,489
46	大油子	120,191	852,791
47	小倉	157,244	2,359,199
48	門垣	103,312	984,095
49	副谷	317,598	5,309,277
50	山金	149,833	1,631,481
51	直見中	179,787	2,321,071
52	みなもと	173,933	3,403,777
53	板生口	225,168	1,917,238
54	板生中	65,373	616,844
55	板生奥	97,038	1,340,982
56	平野水上	214,129	3,147,184
57	水坂	89,457	1,229,606
58	毛原	50,660	1,211,523
59	佛性寺	71,593	805,598
60	北原	44,240	565,818
61	西部	46,521	688,380
62	小原田西	10,154	170,579
63	六十内	27,726	467,222
64	下猪崎	87,863	1,845,123
	64 協定	8,622,883	118,906,072